

ポイント解説 中国労務管理

第37回

今回の執筆者
陳軼凡
高嵩・周暘

——法的視点からの解説

職務作品著作权の帰属について

著作権法第16条第1項によれば、公民が法人またはその他の組織(以下、「法人」という)の業務責任を果たすために創作した作品は職務作品になります。

したがって、職務作品になるために、2つの条件を満たさなければなりません。1つは、作品を創作する作者は法人の従業員でなければならず、つまりその作者は法人と労働契約関係(正社員)か、労務雇用関係(パート)を有しなければなりません。もう1つは、その作品は会社の職務行為を履行するために、完成したものでなければならず、非職務行為を履行するなら、たとえ業務時間内に完成したものであっても、職務作品にはなりません。

著作権法第16条は、職務作品を2つの種類に分けて、それぞれ著作権の帰属を定めています。

(1) 特殊職務作品

(A)主に法人の物質的技術的条件を使って創作し、かつ法人が責任を負う工事設計図、製品設計図、地図、コンピュータ・ソフトウェア等の特殊職務作品(B)または法律、行政法規また契約によって著作権を法人が享有する旨を定められた職務作品について、職務作品を創作した作者が職務作品著作权の署名権を享有し、法人がその他の著作権を享有する

上記(A)にいう「物質的技術的条件」とは、法人が創作を完成する

ために、専門的な資金、設備または資料を指します。

(2) 普通職務作品

その他の職務作品については、作者がその著作権を享有します。しかし、法人が業務範囲内において優先的に利用する権利を有し、かつ職務作品の完成後2年間以内に、法人の同意が得られなければ、作者は第三者が職場と同じ方式で当該著作物を利用することができません。ただ、もし職務作品の完成後2年間以内に、法人の同意が得られれば、作者は第三者が職場と同じ方式で当該作品を利用することを許諾することにより取得した報酬は、法人と約定した比率に従い分配されます。

一方、中国著作権法には「法人作品」という概念を規定されています。著作権法第11条第3項によれば、法

人が主宰し、法人の意思を代表して創作し、かつ法人が責任を負う著作物については、法人を著作者とみなします。この場合、実際に作品を創作した作者は、署名権も享有できません。

問題なのは、場合によって、1つの作品が特殊職務作品なのか、それとも法人作品なのか区別しにくいことです。たとえば、ソフトウェア開発企業が一つのソフトウェアを従業員に開発させた場合、このソフトウェアが法人作品なのか、それとも特殊職務作品なのかは判断しにくいと考えます。企業の主宰及び要求で、従業員はソフトウェアを設計しなければならず、当該企業はソフトウェアの市場責任を負わなければならないからです。この点からみれば、当該ソフトウェアが法人作品であると言えます。一方、当該ソフトウェアが完全に上記特殊職務作品の文言記述に合致するため、この点からみれば、当該ソフトウェアが特殊職務作品であるとも言えます。この場合、従業員が著作権の署名権を享有することになります。

これは、著作権立法上の漏れだと考えられ、現段階では明確な答えがありません。全国人大常務委員会法律工作委员会により編集される「著作権法釈意」によれば、ソフトウェア開発企業により開発されるソフトウェアを法人作品としています。

潤明法律事務所中国律師 (陳軼凡、高嵩、周暘)



潤明法律事務所は日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供できる。主な業務分野は、外商直接投資、M&A、涉外訴訟・仲裁、知的財産権、銀行・ファイナンス、資本運営、航空機リース・設備リース、インフラ、労働法・労務管理、税法など

北京本部住所：北京市朝陽区建国門外大街甲12号新華保險大廈1806室

TEL：010-6569-3511；FAX：010-6569-3512/3513

WEB：www.runminglaw.com Email：jp@runminglaw.com

上海支所住所：上海市盧湾区淮海中路333号瑞安広場1907室

TEL：021-6385-8855；FAX：021-6385-5150